　　　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

　目次中「第五章　監督（第三十六条―第三十七条）」を「第四章の二　大麻提供営業の規制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「第四章の二　大麻提供営業の規制　第一節　大麻提供営業の許可等（第三十五条の五―第三十五条の十三） 第二節　大麻提供営業者の遵守事項等（第三十五条の十四―第三十五条の二十）　第五章　監督（第三十六条―第三十七条）」に改める・

　第二条に次の一項を加える。

十二　「大麻提供営業」とは、喫茶店等の設備を設け、特定独立行政法人大麻専売機構から購入した大麻を、客（この号においては大麻に関わる規制及び大麻専売事業の適正な運営に関する法律（以下、大麻専売事業法とする。）第三条に基づく大麻使用資格者に限る。）に提供し、摂取させる営業をいう。

　第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　大麻提供営業の規制

　　　　第一節　大麻提供営業の許可等

（大麻販売営業の許可）

第三十五条の五大麻を提供しようとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

２公安委員会は、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度に応じて、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第三十五条の六　公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が第四条第一項第一号から第九号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

２　公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

**一**第四条第二項第一号から第三号のいずれかに該当するとき。

**二**営業所が、第二十八条第一項の規定で定める地域内にあるとき。

**三**営業所が、その設置を制限する必要があるものとして都道府県が条例で定める地域内にあるとき。

３第四条第三項の規定は、大麻提供営業に準用する。この場合において、同項中「前条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

第三十五条の七　第三十五条の五第一項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二営業所の名称及び所在地

**三**営業所の構造及び設備の概要

　四営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名及び住所

五法人にあつては、その役員の氏名及び住所

２第五条第二項から第四項までの規定は、大麻提供営業に準用する。

第三十五条の八大麻提供営業者は、許可証を営業所の見やすい場所に提示しなければならない。

（相続、法人の合併及び法人の分割）

第三十五条の九　第七条から第七条の三条までの規定は、大麻提供営業に準用する。この場合において、第七条第三項、第七条の二第二項及び第七条の三第二項中「第四条第一項」とあるのは「第三十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

（許可の取消し）

第三十五条の十　第八条の規定は、大麻提供営業に準用する。この場合において、同条中「第三条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「承認を受けた者を含む。第十一条において同じ。」とあるのは「承認を受けた者を含む。」と読み替える。

（構造及び設備の変更等）

第三十五条の十一　第九条第一項から第四項までの規定は、大麻提供営業に準用する。

（許可証の返納等）

第三十五条の十二　許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

**一**大麻提供営業を廃止したとき（当該大麻提供営業につき、第三十五条の九において準用する第七条の三第一項の承認を受けたときを除く。）。

**二**　許可が取り消されたとき。

**三**許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

２　第十条第二項及び第三項の規定は、大麻提供営業に準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第三十五条の十二第一項第一号」と読み替える。

（名義貸しの禁止）

第三十五条の十三　第三十五条の五第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に大麻提供営業を営ませてはならない。

第二節　大麻提供営業者の遵守事項等

（構造及び設備の維持）

第三十五条の十四　大麻提供営業者は、営業所の構造及び設備を、第三十五条の六第二項において準用する第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

（照度、騒音及び振動、広告及び宣伝、並びに料金の表示の規制）

第三十五条の十五　第十四条から第十七条までの規定は、大麻提供営業に準用する。

（大麻使用資格者以外の者の立入禁止の表示）

第三十五条の十六　大麻提供営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、大麻取締法に定める大麻使用資格者以外の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならない。

（条例への委任）

第三十五条の十七　都道府県は、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、大麻提供営業を営むことを禁止することができる。

２　都道府県は、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、大麻提供営業の営業時間を制限することができる。

（禁止区域等）

第三十五条の十八　第二十八条第一項から第十項及び第十二項の規定は、大麻提供営業について準用する。この場合において、同条第三項中「第二十七条第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第五項中「前条に規定するもののほか、その」とあるのは「その」と、同項第三号、同条第九項、同条第十項、同条第十二項第三号及び第四号中「十八歳未満の者」とあるのは「二十歳未満の者」と、同条第七項中「広告物（当該施行又は適用の際現に第二十七条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。）については」とあるのは「広告物については」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十五条の五第一項において準用する第五項」と読み替えるものとする。

（指示）

第三十五条の十九　公安委員会は、大麻提供営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定（前条において準用する第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。）に違反したときは、当該大麻提供営業者に対し、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

（営業の停止等）

第三十五条の二十　第二十六条第一項及び第二項の規定は、大麻提供営業に準用する。

２　公安委員会は、大麻提供営業を営む者が第三十五条の十八において準用する第二十八条第一項の規定又は第二項の規定に基づく条例の規定により大麻提供営業を営んではならないこととされる区域又は地域において大麻提供営業を営む者であるときは、その者に対し、前項において準用する第二十六条第一項及び第二項による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む大麻提供営業の廃止を命ずることができる。

　第三十六条中「及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者」を「、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者及び第三十五条の五に規定する大麻提供営業を営む者」に改める。

　第三十六条の二中「及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者」を「、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び第三十五条の五に規定する大麻提供営業を営む者」に改める。

　第三十七条第一項中「又は接客業務受託営業を営む者」を「、接客業務受託営業を営む者又は第三十五条の五に規定する大麻提供営業を営む者」に改め、同条第二項中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

　六　第三十五条の五に規定する大麻提供営業の営業所

　第三十八条第二項中「及び接客業務受託営業」を「、接客業務受託営業及び大麻提供営業」に改め、同項第一号中「の受付所」の下に「若しくは大麻提供営業所」を加える。

　第三十八条の二第一項中「第三十七条第二項各号」の下に「（第六号の大麻提供営業所を除く。）」を加え、「又は第四号から第六号まで」を「、第四号、第五号又は第七号」に改める。

　第四十一条第一項中「若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号」を「、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号若しくは第三十五条の二十第一項」に、「若しくは第三十一条の十五第二項」を「、第三十一条の十五第二項若しくは第三十五の二十第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十五条の四第二項」の下に「、第三十五条の十、第三十五条の二十」を加える。

第四十一条の三第一項第二号中「又は第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項」を「、第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項、第三十五条の十九又は第三十五条の二十第一項」に改め、同条第二項中「若しくは接客業務受託営業を営む者」を「、接客業務受託営業若しくは大麻提供営業を営む者」に、「若しくは接客業務受託営業の事務所」を「、接客業務受託営業若しくは大麻提供営業の事務所」に改める。

第四十二条中「若しくは第三十四条第二項」を「、第三十四条第二項若しくは第三十五条の二十第一項」に改める。

第四十三条中「第三条第一項」の下に「若しくは第三十五条の五」を加える。

第四十四条中「団体」の下に「及び大麻提供営業者が大麻提供営業の業務の適正化と大麻提供営業の健全化を図ることを目的として組織する団体」を加える。

第四十九条第一号及び第二号中「第三条第一項」の下に「若しくは第三十五条の五」を加え、同条第三号中「第十一条」の下に「又は第三十五条の十三」を加え、同条第四号中「又は第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号」を「、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十五条の十八第一項」に改め、同条第五号中「含む。）」の下に「又は第三十五条の二十」を加え、同条第六号中「含む。）」の下に「又は第三十五条の十八第二項」を加える。

第五十条第一項第一号中「第二十条第十項」の下に「又は第三十五条の十一」を加え、同項第五号中「第三十一条の三第二項」の下に「又は第三十五条の十八」を加え、同条第二項中「第二十八条第十二項第三号」の下に「（第三十五条の十八の規定において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十二条第一号中「第三十一条の三第二項」の下に「又は第三十五条の十八」を加える。

第五十三条第二号中「及び第三十一条の十八第一項」を「、第三十一条の十八第一項及び第三十五条の十八」に改める。

第五十四条第一号中「第五条第一項」の下に「若しくは第三十五条の七第一項」を加え、同条第二号中「規定」の下に「（第三十五条の十一において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十五条第一号中「第六条」の下に「又は第三十五条の八」を加え、同条第二号中「及び第七条の三第三項」を「、第七条の三第三項及び第三十五条の九」に改め、同条第三号中「第二十条第十項」の下に「又は第三十五条の十一」を加え、同条第四号中「第十条第一項」の下に「又は第三十五条の十二」を加える。

第五十七条第一号中「第七条第六項」の下に「（第三十五条の九において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第十条第三項」の下に「（第三十五条の十二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

第一条　この法律は、別に法律で定める日から施行する。

第二条　この法律の施行に伴い必要となる経過措置等は、別に法律で定める。

理　由

　大麻専売事業法にもとで設けられる大麻提供営業には、国民の清浄な風俗を保持し青少年の健全な育成のため、公安委員会による監督や官公庁施設等からの距離制限を課す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。